

Ⅲ 耕 地 の 部

解 説

この項には、「作物統計調査」の「耕地面積調査」結果から耕地面積、耕地の拡張・かい廃面積、農作物作付延べ面積及び耕地利用率に関する統計を掲載しています。

1 調査の概要

この調査は、毎年7月15日現在で、対地標本実測調査により実施しています。

調査方法は、全国約285万の単位区(全国の土地を隙間なく200メートル四方(北海道は400メートル四方)の格子状に区分し、耕地が存在する区画)から抽出された「標本単位区」に対し、調査員又は職員が対地標本実測調査を行い、この結果に基づいて推定しています。対地標本実測調査が非効率な地帯では、巡回調査及び情報収集等により調査して取りまとめています。市町村別については上記の調査、同結果の過年次傾向及び行政機関の関連データにより作成しています。

耕地の拡張・かい廃面積は、巡回・見積り、関係機関からの資料等情報収集及び空中写真の利用等各種の調査及び業務資料の活用により作成しています。

2 定義及び用語の解説

(1) 耕地

農作物の栽培を目的とする土地でけい畔を含みます。

(2) 本地

直接農作物の栽培に供せられる土地で、けい畔を除いた耕地をいいます。

(3) けい畔

耕地の一部であり、主として本地の維持に必要なものをいいます。

(4) 田

かんがい施設を有し、たん水を必要とする作物を栽培することを常態とする耕地をいいます。

(5) 畑

田以外の耕地をいいます。

(6) 普通畑

畑のうち、樹園地及び牧草地を除く全てのもので、通常、草本性作物及び苗木等を栽培することを常態とする畑をいいます。

(7) 樹園地

畑のうち、果樹・桑・茶等の木本性作物を1a以上集

団的に栽培する畑をいいます。

(8) 牧草地

畑のうち、牧草の栽培を専用とする畑であって、経過年数(おおむね7年未満)と牧草の生産力から判断して、耕地とみなしうる程度のものでしています。ただし、牧草の立毛がある畑であっても、作付けの都合により1～2年栽培する場合(牧草作付畑)は、牧草地とはしないで普通畑としています。

(9) 耕地の拡張面積

耕地以外の地目から田又は畑に転換し、既に作物を栽培するか又は次の作付期において、作物を栽培することが可能である状態の耕地の面積をいいます。

(10) 耕地のかい廃面積

田又は畑が、耕地以外の地目に転換され、作物の栽培が困難となった土地の面積をいいます。

(11) 荒廃農地

耕作の用に供されていたが、耕作放棄により耕作し得ない状態(荒地)となった土地をいう。

(12) 耕地利用率

耕地面積に対する作付(栽培)延べ面積の割合のことをいいます。